

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の給付日数の延長

～特別措置法における個別延長給付の特例措置～

特定被災区域(注)の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職(休業、一時離職)された方について、現在、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職(休業、一時離職前の事業所への再就業)が困難な場合には、個別延長給付(特例延長給付)として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

(注) 原則、災害救助法の適用地域(東京都を除く。)と同様の地域となります。

特例延長給付の内容

<支給対象者>

- ① 激甚災害法の雇用保険の特例措置(休業中の方への給付)を受けている方
- ② 災害救助法の適用区域に係る雇用保険の特例措置(一時離職の方への給付)を受けている方
- ③ ①及び②以外の本震災の被害を受けたため離職された方

<延長される日数>

原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

詳しくは、最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

